

社会福祉施設等の避難計画

※「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」資料から抜粋

○社会福祉施設等には、避難計画として、避難確保計画(水防法等)と非常災害対策計画(介護保険法等)の作成を義務づけている。

計画	避難確保計画(災害ごとの規定)	非常災害対策計画(施設ごとの規定)
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○水防法(昭和24年法律第193号) ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) ○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生省令又は厚生労働省令 <ul style="list-style-type: none"> ・【介護保険施設等】指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)等 ・【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)等 ・【救護施設等】救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)等 ・【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)等
対象(※1)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等)
義務(※2)	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施	非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施
計画に定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備(※3) ・防災教育及び訓練の実施(※3) ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制

※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年2月1日障障発0201第1号)、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日社援保発0131第2号)、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」(平成29年2月20日雇児総発0220第2号)により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。

※2 児童福祉施設については原則努力規定。

※3 下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。